

福井国際地域振興応援金 募集要項

1 募集目的

福井大学国際地域学部で学ぶ学生への就学支援、外国人就労者への教育支援、県内で実施する交流促進事業・多文化共生推進事業・スポーツ事業などを通じて福井県の地域振興を図ることを目的とする。

2 事業主体等

- (1) 事業主体 一般財団法人福井国際地域振興（以下、「福井国際地域振興」という）
- (2) 採択審査 福井国際地域振興審査委員会

3 応募資格

次の（１）～（６）をすべて満たす者とする。

- (1) 福井大学国際地域学部・国際地域マネジメント研究科の正規学生、外国人就労者を受け入れている企業、または県内に活動の拠点を有する構成員 2 名以上の民間団体であること。（※法人格の有無は問わない。）
- (2) 事業を確実に遂行する能力・体制を有すること。
- (3) 個人情報適切に管理する能力・体制を有すること。
- (4) 宗教的活動または政治的活動を目的としていないこと。
- (5) 公序良俗に反する活動を行っていないこと。
- (6) 暴力団員により不当な行為の防止等に関する（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う団体でないこと。

4 対象となる事業・団体・対象者

- (1) 事業目的の実行に資する活動であること。
- (2) 福井大学国際地域学部奨学金事業
福井大学国際地域学部及び国際地域マネジメント研究科に在学する外国人私費留学生への奨学金と海外留学する日本人学生への渡航一時金
- (3) 外国人材支援事業
 - ア 日本語能力試験応援金事業
令和 8 年度日本語能力試験 N1, N2, N3 に合格した外国人技能実習生に対して応援金を支給する。
 - イ 外国人技能実習生を受け入れている福井県内の企業、監理団体が行う語学研修・職場研修費、日本文化体験・県内名所研修に対する教育支援金及び緊急一時金を支給する。

(4) 多文化共生推進応援金事業

福井県内の学校とゆかりがある外国人が日本人と協力しあって、社会のルール講習会、福祉・医療サービスの提供、子育てや教育支援を通じて、暮らしやすく働きやすい地域づくりを行うための事業や通年活動に対して応援金を支給する。

(5) 交流促進事業

福井県内の学校とゆかりがある外国人が日本人と協力して国際交流・スポーツイベントや地域振興事業を行い、相互理解を深め国籍と世代を超えた交流活動に対して応援金を支給する。

(6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

※次の次号に該当する団体は原則として助成対象外とする。

ア 自治体が組織した団体

イ 団体同士で組織する協議会、連合会の組織

ウ 団体の互助会的な行事や対象が限定され一般に開放されていない事業

5 応援金の支給

審査により選定された者（以下「採択者」という）に応援金を支給する。

応援金の金額は、各事業（募集チラシ参照）により異なる。5千円から50万円。

なお、採択者や各採択者への応援金の金額は、審査委員会により決定する。

6 申請手続き

(1) 応募期間、応募書類、提出部数

ア 応募期間

★令和8年5月1日～令和9年2月1日

①外国人材支援事業（日本語能力試験合格者応援金を除く）

②多文化共生推進応援金事業及

③交流促進事業

★福井大学国際地域学部及び国際地域マネジメント研究科奨学金・渡航一時金

①留学生：令和8年5月1日から令和8年8月1日

②日本人：令和8年5月1日から令和8年10月1日

★外国人材支援事業 日本語能力試験（N1、N2、N3）合格者応援金

①令和8年9月1日から令和8年10月1日

②令和9年2月1日から3月1日

イ 応募書類

・応募申請書別紙① 団体概要書別紙②

・事業計画書（様式1）

- ・福井大学国際地域学部奨学金については別に定める
- ・対象となる事業・団体・対象者に応じて必要となる書類
JLPT 日本語能力認定書、新聞掲載、記事、チラシなど

ウ 提出部数 一部

エ 郵送による提出

郵送先： 〒910-0004 福井市宝永3丁目3-2 2階
一般財団法人 福井国際地域振興

連絡先： 0776-84-9219

メールアドレス： info@fukuicd.org HP： <https://fukuicd.org/>

7 応援金等の支払い

採択者・団体は採択決定後速やかに事業を行い完了後は、以下の書類を提出する。
事業報告書（様式2）、収支決算書（様式3）、請求書（様式4）及び受取方法がわかる通帳のコピー、日本語能力試験（N1、N2、N3）合格者**応援金受取方法**については、別途定める。

※ 他の制度で補助金や支援金を受ける場合にも、本事業の支援対象とする。
ただし、他の制度で支援を受ける金額を除いた額を応援金の上限とする。

8 活動状況報告書

採択者・団体は採択された事業の活動状況や成果報告を行うこと。

活動状況の確認や資料提供に協力するとともに、報道機関等からの取材に積極敵に協力すること。

- (1) 事業実施前 事業のチラシなど具体的な実施内容が分かる資料を提出すること。
- (2) 事業実施中 採択者が開設しているホームページや SNS がある場合には実施状況を公に発信すること。
- (3) 事業後 7 応援金等の支払いのとおり

9 応援金の返還

本実施要項に定める事項を遵守しないとき、事業の中断、応募書類に虚偽。誤りがあった場合は、応援金を返還させることがある。